

ペットの同行避難について  
＜ガイドライン＞

令和6年4月  
開成町環境課

## はじめに

近年、地震や気候変動による集中豪雨等の災害が発生しており、日本各地で未曾有の災害が発生しています。

本町においても、令和元年10月に発生した台風第19号の記録的な大雨により、多くの町民が避難所などに避難を行いました。

犬や猫などのペットを家族の一員として共に暮らす方が増えている近年、大規模災害が発生した場合に、ペットをどのように保護するか事前に決めておくなど災害に対する日頃からの備えが重要となっています。

本ガイドラインは、町内の一部の広域避難所において、ペットを連れての避難が可能であることを周知するとともに、ペットを連れて避難するための飼い主の心構えとして役立てていただくため作成しました。

本ガイドラインを策定・公表することにより、町民の皆様とペットがスムーズに避難できるよう、また、避難所におけるペットとの過ごし方について、人もペットも快適に過ごせるよう、ご理解とご協力をいただければ幸いです。

## 1. 日頃の災害への備え

### (1) 必要な備蓄品の用意

避難所及び避難先では、ペットに対する対応は飼い主の責任になります。ペットの飼養に必要な物は事前に準備しましょう。

持ち出し品には優先順位をつけ、優先度の高いものはすぐに持ち出せるようにしましょう。その他のものは、優先度別にまとめて準備し、状況に応じて判断しましょう。

#### 必要な備蓄例

##### 優先順位 1 日頃の必需品

- ケージ
- ペットフード・飲料水（少なくとも5日分）
- 医薬品・療法食
- 食器
- タオル
- ペットシート
- 排泄物の処理用品
- 糞尿や毛などを処理するためのビニール袋 など

##### 優先順位 2 避難生活であると便利なもの

- 首輪（予備）と伸縮性のないリード
- ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能）
- 使い慣れたおもちゃ など

##### 優先順位 3 飼い主やペットの情報

- 飼い主の連絡先が記載されているもの
- ペットの写真
- ワクチンの接種状況を記録したもの
- 既往症・健康状態が分かるもの
- かかりつけの動物病院が分かるもの など



### (2) 健康管理としつけ

避難所には多くの人やペットが集まるため、人間や他の動物に慣れていないペットにはストレスとなることがあります。避難所での生活によるペットのストレスを軽減するため、普段から様々な音や物、人などに慣らしておくことが望ましいです。また、普段からワクチン接種や寄生虫の駆除などをしっかり行うとともに健康状態に注意し、体を清潔に保ちましょう。

避難所での生活でむやみに吠えたり、人に危害を加えたりしないように日頃からしつけをしておくことや、いざというときにケージに入れるように、ケージに慣らしておくことも大切です。

### (3) ペットの身元表示

災害時ではペットとはぐれてしまう可能性もあります。はぐれたペットが保護されたときに、すぐに身元が特定できるように首輪や名札などで身元表示をしましょう。半永久的に識別可能な身元証明としてマイクロチップを入れておくことより安心です。

#### 身元表示の例

##### 犬)

- ・鑑札
- ・注射済票
- ・マイクロチップ※

##### 猫)

- ・迷子札（飼い主の連絡先やペットの名前などを記入しておく）
- ・マイクロチップ※

##### 他の動物)

- ・足環
- ・マイクロチップ※



※マイクロチップは、動物病院等で注入することができ、飼養者情報（氏名・住所・連絡先等）や動物情報（種類・名前・生年月日等）を確認できます。

### (4) 避難所以外の避難先の検討

ペットと一緒に避難する場合は、避難所への避難に限らず、あらかじめ避難先を複数決めておくことが大切です。

避難所では動物が好きな人から嫌いな人まで様々な人が避難してくるため、開成町では同行避難できる避難所は以下の一部の広域避難所で受入れることとしています。また、避難所ではペット専用スペースを設けており、飼い主と離れて過ごしていただくこととなりますので、親戚宅などなるべくペットと一緒に過ごせる避難先なども検討しておきましょう。

#### ○町の受入場所

- ・開成小学校
- ・開成南小学校
- ・文命中学校

#### ○他の避難先（方法）

- ・親戚や友人の家などへ避難
- ・車中泊避難
- ・ペットを受け入れる施設（ペットホテル等）への避難
- ・在宅避難（自宅が安全な場合）



## 2. 避難所におけるペット対応の基本的な考え方

### (1) 受入れるペットの対象

犬（中型犬・小型犬）、猫、うさぎ、モルモットなどの哺乳類の小動物（毒がないこと）であること。

### (2) 同行避難の定義

同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットと一緒に避難所等に避難することを意味します。避難行動を示す言葉であり、避難所において、飼い主とペットが同室で避難生活を送ることを意味するものではありません。ただし、身体障害者補助犬法で定められた補助犬は対象外とし、避難者に寄り添って避難できることとします。

災害時に避難したペットの受入れは「限定的な同行避難」とし、受入条件は以下のとおりとします。

#### 受入条件

- 人や他の動物に吠える、咬む、引っ掻くなどの危害を加えることがないよう、しつけがなされたものであること。
- 飼い主所有のケージ内で管理できること（鍵をかける等ケージから逃げ出さないよう注意をすること）。
- 屋外での管理となることを承諾できること。
- 飼い主の責任で管理（餌、糞尿の処理等）できること。



※上記以外の事象が発生した場合は、「職員」又は「避難所運営委員会」の指示に従ってください。

例：ペットの受入れ場所の備品の移動等について

※他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに「職員」又は「避難所運営委員会」まで届出をしてください。

### (3) 同行避難の方法

- 1 ペットとの避難生活に必要な物を持ち、受入場所（開成小学校、開成南小学校、文命中学校）へ一緒に避難する。
- 2 避難所で受付を行い、配布される様式1『避難所ペット台帳』の記入をする。
- 3 飼い主を判別するための整理番号札が渡されるので、ペットの名前等と共にケージにテープなどでつける。
- 4 所定の場所にケージを設置する。
- 5 受付時に配布される様式2『ペットの飼育ルールについて』の内容を順守し、避難生活をする。